## ハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エナジー2013

## 申請書(基本情報)

2013.10.01 版

□応募者	
◆貴社名 :	
◆ご所属 :	
◆郵送物送付先:	
	号 :
◆ご担当者メール	·アドレス :
仕様等につき、	、審査委員および事務局から当該住宅シリーズ(設備等を含む)の販売状況・ 質問や追加資料のお願いをする場合があります。 -ズで応募する場合も、ご担当者様はお一人として下さい。
□住宅シリーズ	
◆住宅シリーズ名	3称(1):
◆応募地域 (1)	$: \underline{1 \cdot 2 \cdot 3 \cdot 4 \cdot 5 \cdot 6 \cdot 7 \cdot 8}$
◆住宅シリーズ名	<b>3</b> 称(2):
◆応募地域 (2)	$: \underline{1 \cdot 2 \cdot 3 \cdot 4 \cdot 5 \cdot 6 \cdot 7 \cdot 8}$
◆応募件数合計	:
	リーズの基本的なデザインの物件 (モデルハウス等でも可) の外観・ シリーズにつき A4 用紙両面 2 枚以内で添付して下さい。
合は適宜コピー	リーズで応募する場合は(2)欄にも記入して下さい。3 種類以上で応募する場 ・・ペーストして記入欄を作成して下さい。 エネルギー其準のダエネ地域区分に従い、

- \*) 応募地域は、省エネルギー基準の省エネ地域区分に従い、住宅シリーズごとに原則として代表的な地域一つに〇をつけて下さい。代表的な地域を1つに特定できず複数地域で応募する場合は、その地域すべてに〇をつけて下さい。
- \*)応募件数は、原則として「住宅シリーズ(1)の応募地域数+住宅シリーズ(2)の応募地域数+・・・・」で計算して下さい。一つの住宅シリーズで同一地域に(異なる仕様で)複数応募する場合はそれも加算します。
- \*)複数地域・複数仕様でのご応募の場合、次ページのチェックシートおよび応募要領を参照のうえ、地域別および仕様別に必要資料を作成して下さい。
- \*)応募された地域の中に過去の販売戸数が極端に少ない地域がある場合、当該地域については評価対象外となる場合があります。

## □添付資料チェックシート(各資料の詳細は「記入方法と記入例」をご覧下さい)

下表の資料は、応募企業1社につき1部ずつ必要です。

資料区分	必須 /任意	チェック 欄	備考
申請書(基本情報)	計書(基本情報) 必須   小観・内観写真 必須		この資料です。
外観・内観写真			当該住宅シリーズの基本的なデザインの物件(モデルハウス等でも可)の外観・内観写真を、A4用紙両面2枚以内で提出して下さい(※)。複数シリーズで応募する場合はそれぞれ必要です。
応募申込書(振込み確認)	必須		金額は(¥50,000×応募件数合計)となります。

下表の資料は、応募する住宅シリーズごとにセットにして送付して下さい。

資料区分		必須 /任意	チェック欄		
			シリー ズ1	シリー ズ2	備考
別紙1(視点1記入用)		必須			応募件数分(シリーズ数×仕様数×地域数)だけ必要です。地域ごとにWordファイルが分かれています。
	平均U値等計算書 (熱貫流率計算書)	必須			原則として住宅シリーズごとに1部ですが、複数の断熱 仕様で応募される場合は仕様ごとに1部ずつ作成して下 さい。
	平均U値等計算書 (面積表)	必須			原則として住宅シリーズごとに1部ですが、複数の地域で応募される場合は <mark>地域ごとに1部ずつ</mark> 作成して下さい。地域ごとにシートが分かれています。
	ー次エネルギー消費 量計算結果	必須			「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」の 計算結果(「様式」ボタンの出力)を添付して下さい。 応募件数分だけ必要です。
別紙2(視点2記入用)		必須			住宅シリーズごとに1部提出して下さい。
	別紙2の添付資料	任意			必要に応じて添付して下さい。通しのページ番号(別2- 2、別2-3、…)を振って下さい。
別紙3(視点3記入用)		必須			住宅シリーズごとに1部提出して下さい。
	別紙3の添付資料	任意			必要に応じて添付して下さい。通しのページ番号(別3-3、別3-4、…)を振って下さい。
実物件における 矩計図		任意			当該住宅シリーズの物件の図面で、主要な外壁、床、屋根または天井、窓等の断熱部位を含むものをA3用紙1枚またはA4用紙2枚以内で提出して下さい(※)

(※)写真・図面等で、個人情報に該当する部分は削除あるいは黒塗りとして下さい

## □地域区分

地域区分は、省エネルギー基準の地域区分に従います。都道府県・市町村と地域区分の対応は、省エネルギー基準の解説書または国土交通省の省エネルギー法関連情報サイト(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\_house\_tk4\_000005.html)で、「○告示」→「■エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」などの資料を参照して下さい。